職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

佐賀県人事委員会

委員長 馬場 昌平

佐賀県人事委員会規則第二十号

職員からの苦情相談に関する規則の 一部を改正する規 則

職員からの苦情相談に関する規則 (平成十七年佐賀県人事委員会規則第十五

号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 職員は、 前項 の規定にかかわらず、 係属中の法第四十六条の規定による勤

務条件に関する措置の要求及び法第四十九条の二第一項に規定する不服申立

てに関する事案に係る問題について、 苦情相談を行うことができない。

人事委員会が特に必要があると認めるときは、 この限りでない。

第三条第一項中「に規定する」を「の規定による」 に改める。

第四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、 人事委員会が特に必要があると認めるときは、 この限りでない。

附則

)の規則は、公布の日から施行する。